

正会員各位

(一社)全国LPガス協会

三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）に関するQ&Aについて  
（お知らせ）

標記につきましては、LPガスの商慣行是正に関する改正法令（令和6（2024）年4月2日公布）のうち、三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）に係わる規律については、令和7年（2025）4月2日に施行されます。

この度、経済産業省燃料流通政策室より、各方面から寄せられた質問等を踏まえて、別添のとおり考え方を整理し、ホームページにて公表した旨の連絡がありましたので、都道府県協会におかれましては会員に対し、また直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

○経済産業省資源エネルギー庁ホームページ

【三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）に関するQ&A（令和7年3月25日策定）】

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources\\_and\\_fuel/distribution/lpgass\\_hourei/index.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpgass_hourei/index.html)

以上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ 瀬谷、森、岩田